

湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則新旧対象条文

現 行		改 正 後		備 考
(添付書面等の省略)		(添付書面等の省略)		
第14条 条例第9条に規定する規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第14条 条例第9条に規定する規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
書面等	措置	書面等	措置	
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、 <u>個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の町長等への提供</u> (2) (略) (3) 個人番号カードの町長等への提示	1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の町長等への提供 (2) (略) (3) 個人番号カードの町長等への提示 <u>又は行政手続に</u>	

現 行		改 正 後		備 考
			おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の2第6項の規定による同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の町長等への送信	
2 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の町長等への提供 ア (略) イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号 (2) (略)	2 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の町長等への提供 ア (略) イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号 (2) (略)	
(略)		(略)		

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	附 則 この規則は、公布の日から施行する。	